

# 年末調整について 用意はお早目に

令和2年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

## 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

### ■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税および復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額(年税額)と一致しないのが通常です。この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際には年中途で給与の額に変動があること、②年の中途で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分

から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」または「還付」し精算することが必要となります。この精算手続のことを「年末調整」といいます。一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。

したがって、このような人について、勤務先での年末調整によって税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

### ■昨年から主な変更点

#### 【基礎控除の見直し】

合計所得金額が2400万円以下の人は、基礎控除額が従来の38万円から48万円に引き上げられました。

一方で、2400万円超の人は段階的に基礎控除額が引き下げられ、2500万円を超えると基礎控除が適用されなくなりました。

#### 【給与所得控除の引き下げ】

令和2年分から一律10万円引き下げられました。

さらに、給与所得控除の上限額も従来の「給与等の収入金額1000万円超で220万円」から「850万円超で195万円」に引き下げられました。

#### 【所得金額調整控除の創設】

給与収入が850万円を超え、かつ、①本人が特別障害

者である場合、②23歳未満の扶養親族がいる場合、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のいずれかに該当する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が1000万円を超える場合には1000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

#### 【配偶者控除・扶養控除等の所得要件の見直し】

基礎控除額と給与所得控除額の見直しに伴い、配偶者控除や扶養控除などを受けるための合計所得金額の要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

#### 【ひとり親控除および寡婦(寡夫)控除の見直し】

ひとり親控除(控除額35万円)が創設され、寡夫控除と特別の寡婦控除は廃止されました。改正後は、寡婦控除27万円のみとなりました。

また、ひとり親控除の創設に伴い、性別や婚姻の有無に関わらず、「未婚のひとり親」も控除対象とすることとなりました。



# 在宅勤務と「テレハラ」 新しいハラスメント 在宅でのパワハラ防止

新型コロナウイルス感染症への対応で在宅勤務（テレワーク）の導入が広がっていますが、最近、テレワーク特有のハラスメント「テレハラ」が増加しています。テレワークが定着するなかで上司、部下双方で特有のストレスがたまりやすく、ハラスメントにつながる可能性があります。そこで今回は、在宅勤務と「テレハラ」について考えてみます。

テレハラとは、在宅勤務（テレワーク）での勤務中に、Webカメラを通して垣間見える相手のプライバシー、容姿、服装、生活の様子や、マイクを通して聞こえる相手の同居人の生活音などの音に対して、否定的、威圧的、性的な言動を行うなどの嫌がらせを意味します。

## ●テレハラの事例●

- ・業務時間外にメールや電話などの対応を執拗に要求する
- ・過度に業務報告を求める
- ・背景に写る家の状況を詮索する
- ・必要のない2人きりでのオンライン会議を要求する
- ・家族や恋人について執拗に聞きだす

また、同じ空間で仕事をしていないため状況が把握できず、部下を必要以上に監視したり、報告を強要したりするなどの精神的に過度な圧迫感を加える行為も含まれます。

テレワークに対しては、通勤などの手間がなくなることによる効率化を歓迎する声がある一方で、公私の線引きが難しいという問題もあります。対面であれば相手がどう受け止めたか、表情や態度でも読み取れるのでその場でとりなしたりできますが、メールやチャットなどの文字情報ですと、一方的に指示されている感覚に陥る場合もあります。

テレワークでは、対面よりも指示や確認などコミュニケーションが取りづらいこともあり、思ったように

業務が進まず上司、部下の双方でストレスを抱え込む状況に陥りやすく、ハラスメントに発展する可能性があります。このため、テレワークに伴う新しいハラスメントの対応を検討する必要がありますが、ここではテレハラの事例について取り上げます。

### 【テレハラの事例】

- ① **パワハラに関する具体例**
  - ・業務時間外にメールや電話などの対応を執拗に要求する
  - ・特定の人物をウェブ会議に呼ばない
  - ・業務時間内にできない課題なタスクを要求する
  - ・背景に写る家の状況を詮索する
  - ・過度に業務報告をさせる
  - ・業務時間外のリモート飲み会への参加を強制する
- ② **セクハラに関する具体例**
  - ・容姿やファッションについて言及する（「すっぱんだね」「そんな服きているんだね」など）
  - ・プライバシーな空間を見せるよう
  - ・必要のない2人きりでのオンライン会議を要求する
  - ・自宅の場所などを聞き出そうとする
  - ・服装の変更（部屋着などのプライバシーなファッション）を要求する
  - ・恋人について執拗に聞く

### ■対策■

改正労働施策総合推進法（通称「パワハラ防止法」）が2019年5月に成立し、大企業では2020年6月、中小企業では2022年4月施行と、企業に対してハラスメント対策の強化が義務付けられました。在宅勤務においてもこの法律は適用となり、企業は従業員からのパワハラ相談に応じる義務を負うことになりました。テレワークを契機にトラブルが実際に紛争に至っているケースもあります。このため、テレワークに伴う新しいハラスメントの防止策を講じる必要があります。

対策としては、対面とテレワークではマネジメントの方法も異なってくることを全員が共有し、新たなコミュニケーションのあり方を考えたり、報告がしやすい環境を整えたりといったことが考えられます。テレワーク中は人の目がないことが多いため、気持ちやゆるんでしまいがちです。勤務中は常にオフィスにいたときと同じように意識することが大切です。あくまでもテレワークは場所が変わっただけでオフィスワークと同じであるという自覚を上司、部下とも共有することが重要といえます。



# 給付金や助成金 税務上の取り扱い

## ■計上時期にも注意■

新型コロナの影響で、国や地方自治体から「特別定額給付金」「持続化給付金」「雇用調整助成金」など様々な助成金や給付金が支給されています。これらの助成金や給付金は課税されるものと課税されないものがあります。そこで今回は給付金や助成金の課税関係について取り上げます。

助成金等	内容	法人	個人事業主
持続化給付金	前年同月比（1～12月のいずれか）売上50%減の場合、法人は最大200万円・個人事業主は最大100万円給付	課税 （雑収入）	課税 （事業所得）
雇用調整助成金	従業員に支給した休業手当の全部・一部を助成	課税 （雑収入）	課税 （事業所得）
感染拡大防止協力金	自治体の休業要請に応じた業種・店舗に助成	課税 （雑収入）	課税 （事業所得）
特別定額給付金	国民一人あたり10万円を給付	—	コロナ税特法により非課税

### ■課税対象■

原則として、事業者向けの給付金や助成金、補助金は課税されます。対象となる主な給付金や助成金等をあげてみます。

◇昨年に比べ売上が大幅に減った事業者に交付される「持続化給付金」。

◇事業活動を縮小した事業者が、雇用を維持するために従業員に支払う休業手当の全部・一部を助成する「雇用調整助成金」。

◇自治体が、休業や営業時間短縮要請などに応じた事業者に対して独自に支給する「休業協力金」。

◇家賃・地代の負担を軽減する「家賃支援給付金」。

これらは法人なら雑収入、個人事業主は事業所得として計上します。持続化給付金や休業協力金は、本来、コロナ禍がなければ得られるはずだった売上を国や自治体が補填するという位置づけなので、売上金と同じように取り扱う、つまり課税対象とするという考え方です。

雇用調整助成金は、会社や個人事業主が従業員に支払う休業手当は事業上の経費となりますから、その補填として、従業員個人ではなく、事業主に対して支払われる雇用調整助成金は事業上の収入になります。

受け取った給付金や助成金等は、収入として計上しますが、支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには税負担は生じません。

### ■非課税となるもの■

個人で受け取った助成金等は一般的に所得税の課税対象となりますが、コロナウイルス感染症の影響で支給される給付金等は、課税されないことになりました。

国民一人あたり10万円が支給される「特別定額給付金」は、新型コロナ特法という法律において「所得税は課さない」と規定されています。

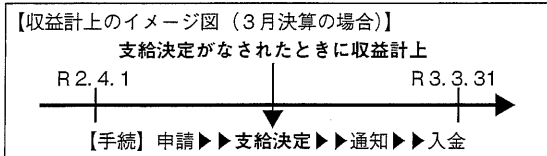
また、児童手当の対象となる児童一人当たり1万円が支給される「子育て世帯への臨時特別支給金」も、同法において「所得税は課さない」と規定されています。つまりは非課税です。

### ■計上する時期■

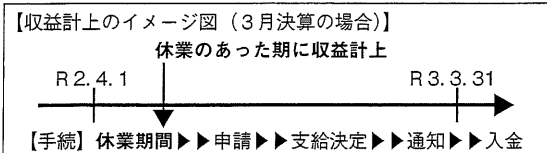
助成金や補助金等は、申請から支給決定後、入金されるまでに時間を要するのが一般的です。そのため、収益計上する時期には注意が必要です。持続化給付金や休業協力金等は実際に入金された時ではなく、支給決定通知書が事業者に着した時になります。

雇用調整助成金については、通達の定めにより、給付の原因となる休業が発生した期（時点）において収益計上することとされています。つまり、会社が休業手当を支給した期に、雇用調整助成金の支給が決定していなくても、申請した金額を収益に計上することになります。

#### ◆持続化給付金、家賃支援給付金、自治体からの休業等支援金の収益計上時期



#### ◆雇用調整助成金の収益計上時期





# 新型コロナウイルスPCR検査費用 医療費控除の適用について

冬を目前に各地で新型コロナウイルスの感染者数が再び増加傾向にある中、自費でPCR検査を受ける方も増えてきています。そこで気になるのがPCR検査費用と医療費控除の関係ですが、このほど国税庁は、検査費用と医療費控除の適用について次のような見解を示しました。

## 医師等の判断によるPCR検査

まず、医療費控除の対象となる医療費は、①医師等による診療や治療のために支払った費用、②治療や療養に必要な医薬品の購入費用などとされています。

よって、新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けた際の検査費用は、前記の要件に該当するため、医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

## 自己の判断によるPCR検査

次に、単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けた際の検査費用は、前記の要件には該当しないため、医療費控除の対象とはなりません。

ただし、PCR検査の結果「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、治療費とともに医療費控除の対象となります。

## マスクの購入費用

また、新型コロナウイルス感染症予防のために購入したマスクについては、感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は前記の要件には該当しないため、医療費控除の対象とはなりません。たとえ、新型コロナウイルス感染症に関する費用でも、「感染予防」のためであれば、医療費控除の対象とはならないことを改めて確認しておきましょう。

## 12月の税務と労務

### 一 税 務

- ★給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与を受ける日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(6月～11月分)の納付 納期限…12月10日
- ★10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…令和3年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和3年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…令和3年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…令和3年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和3年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…令和3年1月4日

### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…令和3年1月4日
- ★賞与支払届の提出  
賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ提出

本年は、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、家計への支援策として、全世帯へ特別定額給付金(10万円)が支給されました。しかし、現金の一律給付は、オンラインでの申請に不備が多いとして、郵送での申請に一本化した自治体が相次ぎました。コロナ禍を経て日本のデジタル化の遅れが露呈しました。▼今年には日本全体のデジタル化を強力に進めるための司令塔として、デジタル庁が創設されました。省庁間の情報システ

## デジタル化の推進

ムの一元化、これに準ずる新たな地方自治体の情報システムの構築や府省庁が実施する関連施策の司令塔の役割を担うとしています。▼テレワークを始めとするリモート化、デジタル化が急速に拡大する中、デジタル化に対する事業戦略は重要な経営課題です。業務プロセスの効率化・生産性の向上といった既存事業への活用だけでなく、デジタル技術を活用した新事業開発や構造改革など「攻め」の取り組みも重要といえます。